10　9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注9の日付指定の場合に準じて記載すること。

11　10の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の目的コード等のコード表（以下「無線局目的等コード表」という。）により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

12　11の欄は、次によること。

(1)　国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この別表において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード欄は、無線局種別等コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

（記載例）

コード	目的別種類
01	報　道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
02	教　育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
03	教　養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
04	娯　楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
06	その他（通信販売番組等）

［イ　略］

［(2)　略］

(3)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例）　何県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組

（記載例）　何県において中波放送を行つている放送事業者の放送番組

(4)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア　博覧会等の用に供する場合

（記載例）　何博覧会の案内等に係る事項

イ　災害発生時に役立てる場合

（記載例）　何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

［(5)　略］

13　12の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1)　免許の申請の場合

希望する識別信号

(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

14　13の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

15　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

16　14の欄は、コード表により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

17　15の欄の記載は、次によること。

(1)　国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード［　］欄は、コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

（記載例）

コード［01］報　道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）

コード［02］教　育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）

コード［03］教　養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）

コード［04］娯　楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）

コード［06］その他（通信販売番組等）

［イ　同左］

［(2)　同左］

(3)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例）　（何）県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組

（記載例）　（何）県において中波放送を行つている放送事業者の放送番組

(4)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア　博覧会等の用に供する場合

（記載例）　（何）博覧会の案内等に係る事項

イ　災害発生時に役立てる場合

（記載例）　（何）地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

［(5)　同左］

18　16の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1)　免許の申請の場合

希望する呼出名称

(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する呼出名称を含む。）を左欄から順番に記載すること。

19　17、19、28、30、32及び34の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。